

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年4月1日旭医大達第84号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(医長)</p> <p>第6条 外来を持つ各科に外来医長を置き、病棟を持つ各科に病棟医長を置き、及び各科に経営担当医長を置く。</p> <p>2 外来医長、病棟医長及び経営担当医長は、対応講座又は当該科の准教授、講師又は助教のうちから病院長が指名する者をもって充てる。<u>ただし、病院長は、本院の運営上必要があると認めるときは、これら以外の者を外来医長、病棟医長又は経営担当医長として指名することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年7月1日から施行する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>人員削減等による教員配置が厳しい状況下において、各診療科の実情に応じた柔軟かつ安定的な医長配置を可能とするため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(医長)</p> <p>第6条 外来を持つ各科に外来医長を置き、病棟を持つ各科に病棟医長を置き、及び各科に経営担当医長を置く。</p> <p>2 外来医長、病棟医長及び経営担当医長は、対応講座又は当該科の准教授、講師又は助教をもって充てる。<u>なお、経営担当医長は、外来医長又は病棟医長をもって充てることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>